

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
綾川町	平成30年5月7日（月）	綾川町役場綾上支所	10：00～15：00
	平成30年5月8日（火）	綾川町役場	10：00～15：00
	平成30年5月9日（水）	綾川町役場	10：00～15：00
	平成30年5月10日（木）	綾川町役場	10：00～15：00
三木町	平成30年5月14日（月）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
	平成30年5月15日（火）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
直島町	平成30年5月17日（木）	直島町浄化センター	11：20～13：50
小豆島町	平成30年5月21日（月）	苗羽公民館	10：50～14：20
	平成30年5月22日（火）	苗羽公民館	10：40～14：45
	平成30年5月23日（水）	殿川ダム管理事務所	13：00～14：45
	平成30年5月24日（木）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	平成30年6月4日（月）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	平成30年6月5日（火）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	平成30年6月6日（水）	安田公民館	10：40～14：45
	平成30年6月7日（木）	草壁公民館	10：40～14：45
	平成30年6月11日（月）	草壁公民館	10：40～14：45
	平成30年6月12日（火）	福田公民館	10：50～12：00
土庄町	平成30年5月23日（水）	北浦公民館	10：30～11：30
	平成30年6月12日（火）	大部公民館	13：00～14：40
	平成30年6月13日（水）	アクティブ大鐸	10：30～14：45
	平成30年6月14日（木）	土庄町役場	10：10～15：00
	平成30年6月18日（月）	土庄町役場	10：10～15：00
	平成30年6月19日（火）	土庄町役場	10：10～15：00
	平成30年6月20日（水）	土庄町役場	10：10～15：00
	平成30年6月21日（木）	唐櫃浜集会所 豊島公民館	9：40～11：00 13：00～15：30
まんのう町	平成30年10月1日（月）	仲南公民館	10：00～11：30
		琴南公民館	13：00～15：00
	平成30年10月2日（火）	まんのう町役場	10：00～15：00
	平成30年10月3日（水）	まんのう町役場	10：00～15：00
琴平町	平成30年10月4日（木）	琴平町総合センター	10：00～15：00
	平成30年10月9日（火）	琴平町総合センター	10：00～15：00

	平成30年10月10日 (水)	琴平町総合センター	10:00~15:00
多度津町	平成30年10月11日 (木)	多度津町民会館	10:00~15:00
	平成30年10月15日 (月)	多度津町民会館	10:00~15:00
宇多津町	平成30年10月16日 (火)	宇多津町役場	10:00~15:00
	平成30年10月17日 (水)	宇多津町役場	10:00~15:00
さぬき市	平成30年10月18日 (木)	さぬき市役所附属棟	10:00~15:00
	平成30年10月22日 (月)	津田保健センター	10:00~15:00
	平成30年10月23日 (火)	長尾保健センター	10:00~15:00
	平成30年10月24日 (水)	さぬき市大川体育館	10:00~15:00
	平成30年11月1日 (木)	小田漁村センター	10:00~11:30
		寒川農村環境改善センター	13:00~15:00
平成30年11月5日 (月)	香川県農協鴨部支店	10:00~15:00	
東かがわ市	平成30年11月6日 (火)	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10:00~15:00
	平成30年11月7日 (水)	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10:00~15:00
	平成30年11月8日 (木)	東かがわ市交流プラザ	10:00~15:00
	平成30年11月12日 (月)	東かがわ市引田公民館	10:00~15:00

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡	平成30年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で実施することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。